

自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に、被災者住宅再建支援金を交付することにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的として、鳥取県被災者住宅再建支援制度が創設された。

平成12年鳥取県西部地震の支援制度である住宅復興補助制度をもとに、鳥取県と県内39市町村とで基金を創設し、毎年2億円を25年間で50億円を積み立てる。

これを受け、米子市議会9月定例会において、米子市被災者住宅再建支援交付条例が可決、制定され、10月6日から施行された。

支援金の8/10を基金から、1/10ずつを県と市町村が負担する。

詳細は、今後参加市町村と県とで協議して決定されるが、住宅の建替えに300万円、補修に150万円(うち2/3)を支援金として交付する予定。

米子市被災者住宅再建支援金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、自然災害により住宅に著しい被害を受けた者に被災者住宅再建支援金(以下「支援金」という。)を交付し、その生活基盤の再建に資することにより、被災者が活力を失うことなく力強い復興をすることを促進し、もって被災地域の維持と再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「自然災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた災害であって、県内で10戸以上の住宅が全壊したものその他被災地域の崩壊を招くおそれのある重大な被害を生じたもので、市長がその被害について支援金を交付する必要があると認めて指定したものをいう。

(支援金の交付)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、別表の左欄に掲げる被災者住宅再建事業を行う同表の中欄に掲げる交付対象者に対し、予算の範囲内において支援金を交付する。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表の右欄に掲げる交付額以下とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

米子市被災者住宅再建支援金交付条例(第3条、第4条関係)

被災者住宅再建事業	交付対象者	交 付 額
1 自然災害により全壊し、又は半壊した住宅(人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分のうち、その所有者、所有者の3親等以内の親族その他これに準ずる者として市長が別に定める者(以下「所有者等」という。)が生活の本拠とするものに限る。以下同じ。)その他自然災害により居住することが困難となった住宅(以下「全壊住宅等」という。)に代わる住宅の新築又は購入(市内におけるものに限る。)	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等に代わる住宅の新築又は購入(自然災害が発生した日(以下「発生日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日までに当該新築又は購入について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約(所有者が自ら新築する場合その他の契約をしない場合にあつては、着手とする。以下同じ。)をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
2 全壊住宅等の改築又は増築(全壊住宅等(当該全壊住宅等と同一の敷地内に存する別棟の浴室及び便所を含む。)の延べ面積の5割以上に相当する部分を建て替える場合に限る。)	全壊住宅等の所有者等	全壊住宅等の改築又は増築(発生日の翌日から起算して2年を経過する日までに当該改築又は増築について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して3年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費の額(全壊住宅等1戸につき300万円を限度とする。)
3 全壊住宅等その他自然災害により一部破損した住宅(以下「破損住宅等」という。)の補修のうち市長が別に定めるもの	破損住宅等の所有者等	破損住宅等の補修(発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに当該補修について支援金の交付を受けたい旨の申請があり、かつ、発生日以降に契約をして発生日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までに完了するものに限る。)に要する経費(破損住宅等1戸につき150万円を限度とする。)のうち50万円以下の部分に10分の10を乗じて得た額と50万円を超える部分に3分の2を乗じて得た額の合算額(当該経費が50万円以下である場合にあつては、当該経費に10分の10を乗じて得た額)
4 前3項に掲げるもののほか、市長が別に定める事業	市長が別に定める者	市長が別に定める額